浦安市指定日中一時支援事業者自主点検表・指導調書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 | 　 |
| 作成日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 作成者職・氏名 |  |

点検表内の規則等の略称

　　実施規則：浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則

　　設備基準：浦安市障がい者等日中一時支援事業の設備及び運営に関する基準

　　助成規則：浦安市障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成に関する規則

　　厚令：厚生労働省令

１　基本方針（実施規則第１条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①当該事業は、障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保することにより、障がい者又は障がい児の家族の就労を支援し、及び障がい者又は障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を促し、障がい者又は障がい児の福祉の増進を図ることを目的としたものになっているか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 運営規程等 |

２　人員に関する基準（実施規則第13条・設備基準第４条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①事業所ごとに社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員及び保育士等の福祉専門職員を指導員として、１名以上配置しているか。 | [ ] 配置している[ ] 配置していない | 実地指導調書（従業者の状況）資格証明書類 |
| ②支援員は、同時利用者の人数に適した人数を配置しているか。・同時利用者数が１５人以下の場合　２人・同時利用者数が１５人を超える場合　(同時利用者数－１５)÷５＋２　＊小数点以下繰り上げ | [ ] 常に基準を満たして配置している[ ] 基準を満たして配置していない日や時間帯がある | 実地指導調書（従業者の勤務時間等の実績） |
| ③日中一時支援を提供する職務に従事する常勤の管理者を配置しているか。管理者は、常勤かつ専従が原則であるが、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、次の１又は２による兼務が可能。　１　当該事業所の従事者との兼務　２　同一敷地内にある他事業所、施設等との兼務 | [ ] 専従かつ常勤の管理者を配置している[ ] 兼務の管理者を配置している→[ ] 当該事業所の管理に支障はない[ ] 当該事業所の管理に支障がある（業務過剰等） | 実地指導調書等（従業者の状況） |

３　設備に関する基準（実施規則第13条・設備基準第７条等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①他事業と共有しない支援室を有しているか。＊運営規程上の利用時間帯が重複しなければ共有可。 | [ ] 専用の支援室を有している[ ] 他の事業と共有だが、サービス提供時間帯は重複していない。[ ] 支援室を有していない | 平面図＊他の事業と共有の場合は、当該事業の運営規程 |
| ②支援室の面積は、定員×３．３㎡以上か。＊支援を行う部屋の面積から移動できない家具や押入れ等の収納等の面積を差し引いた面積を支援室の面積とする。ただし、テーブルや椅子を使った活動をおこなう場合、当該テーブル・椅子の面積は差し引かない。＊利用者の障がいの特性やその支援内容等に応じて、適切なサービスが提供できるよう、適正な広さや数を確保すること。＊原則として廊下や洗面所等の共用部分、洗濯室やキッチン等の支援室として適当ではない場所は支援室には含まない。 | [ ] ３．３㎡以上[ ] ３．３㎡未満○家具等を除く支援室面積　　　　　　㎡○定員　　　　　　人 | 平面図 |
| ③事業所内に事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。＊洗面台、便所、衛生用品等 | [ ] 備えている[ ] 備えていない | 平面図 |

４　運営に関する基準

（１）運営規程（実施規則第14条、整備基準第9条等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①事業所ごとに次の重要事項に関する運営規程を定めているか。a支援事業の目的及び運営の方針b従業者の職種、員数及び職務の内容c営業日及び営業時間d利用定員e支援事業の内容並びに受領する費用の種類及びその額fサービス利用に当たっての留意事項g緊急時等における対応方法h非常災害対策i虐待防止のための措置に関する事項jその他運営に関する重要事項 | [ ] 定めている[ ] 定めているが、　　　　　についての記載がない[ ] 定めていない | 運営規程 |

（２）掲示（平18厚令171第35条・43条、平11厚令37第32条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①事業所の見やすいところに、運営規程の概要、勤務体制、その他利用者申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 | [ ] 掲示している[ ] 掲示していない | 掲示状況 |

（３）内容及び手続きの説明（設備基準第７条・社会福祉法第77条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用申込みがあったときは、利用者又はその保護者に対し、重要事項（運営規程の概要、従業者の体制、サービス利用にあたっての留意事項、緊急時等における対応等）の説明を行い、同意を得ているか。 | [ ] 同意を得ている[ ] 同意を得ていない | 運営規程重要事項説明書パンフレット契約書（又は同意書）同意欄 |
| ②利用契約の際は、利用者又はその保護者に対し書面（契約書、重要事項証明書）を交付しているか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していない | 契約書重要事項説明書 |
| ③書面の交付を行う場合は、当該障がい者・児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。(例)視覚に障がいのある方に書類を読み上げる　など | [ ] している[ ] していない[ ] 該当事例なし | 個別の支援計画等 |

（４）受給資格の確認（平成18厚令171第14条・43条、平11厚令37第11条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービスの提供にあたり、利用者証により「支給決定の有無」、「支給決定有効期間」等を確かめているか。 | [ ] 確かめている[ ] 確かめていない | 利用者証（写） |
| ②利用者証の記載事項に変更があった場合に、①に準じて取り扱っているか。 | [ ] 確かめている[ ] 確かめていない | 利用者証（写） |

（５）利用者証の記入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービス提供にあたり、「事業者名」、「契約日」を利用者証に記載し、事業者確認印を押印しているか。　 | [ ] 記載している[ ] 記載していない[ ] 確認印を押印している[ ] 確認印を押印していない | 利用者証（写） |

（６）心身の状況等の把握（平18厚令171第16条・43条、平11厚令37第13条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。（平18厚令171第16条・43条1、2項、平11厚令37第13条準用） | [ ] 努めている[ ] 努めていない　 | 相談記録等 |

（７）同居家族に対するサービスの禁止

　（平成18厚令171第27条・43条、平11厚令37第25条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①従業者に対し、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。 | [ ] 提供させていない[ ] 提供させている | 利用者一覧従業者名簿 |

（８）サービス提供の拒否（平18厚令171第11条等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①正当な理由なくサービスの提供を拒否したことがあるか。事例がある場合、過去1年間の件数　　　　　件　　　理由※正当な理由a.現員からは利用申込みに応じきれない場合b.運営規程に主たる障がいの種類を定めており、この該当者以外から利用申込みがあった場合又は適切なサービスの提供が困難な場合c.入院治療が必要な場合等 | [ ] サービスの提供を拒否したことはない[ ] サービスの提供を拒否したことがあるが、正当な理由がある[ ] 正当な理由なくサービスの提供を拒否したことがある | 相談記録 |
| ②サービスの提供が困難な場合は、利用者の申し込みに対し、他の事業所を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当事例なし | 相談記録 |

（９）個別支援計画（設備基準第5条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者の意向、適性、障がいの特性その他の実情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供しているか。 | [ ] 個別支援計画を作成しており、これに基づきサービスを提供している。[ ] 個別支援計画を作成しているが、サービスを提供は計画に基づいていない。[ ] 個別支援計画を作成していない | 個別支援計画 |
| ②サービスを提供するにあたり、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に支援事業を提供しているか。 | [ ] 適切かつ効果的に事業を提供している[ ] 適切かつ効果的に事業を提供できていない | 個別支援計画 |

（10）給付費及び日中一時支援の支給の申請に係る援助

　　　（18厚令171第15条・43条、平11厚令37第12条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに給付費及び日中一時支援の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 相談記録等 |
| ②支給決定の終了が近づいている利用者に対し、支給決定に通常要する期間を考慮して、申請勧奨等の援助を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 相談記録等 |

（11）利用者に関する市への通知（平18厚令171第29条・43条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者が、偽りその他不正な行為において給付費等を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく市に通知しているか。 | [ ] 通知している[ ] 通知していない[ ] 該当なし | 相談記録等 |

（12）サービスの提供の記録

　　　（平18厚令171第19条・43条、平11厚令37第19条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。 | [ ] 記録している[ ] 記録していない | 実績記録票 |
| ②サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | [ ] 確認を受けている[ ] 確認を受けていない | 実績記録票利用者確認印欄 |

（13）連絡調整に対する協力（平18厚令171第12条・43条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービス利用の連絡調整にあたり、市又は相談支援事業者等にできる限り協力しているか。 | [ ] 協力している[ ] 協力していない |  |

（14）指定障害福祉サービス事業者等との連携等

（平18厚令171第17条、平11厚令37第14条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービスの提供にあたり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。（平18厚令171第17条1、2項、平11厚令37第14条1項準用） | [ ] 努めている[ ] 努めていない　 | 相談記録等 |
| ②サービス提供の終了に際して、利用者等に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との連携に努めているか。（平18厚令171第17条2項・43条1、2項、平11厚令37第14条2項準用） | [ ] 努めている[ ] 努めていない　 | 相談記録等 |

（15）利用定員（実施規則44条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①指定を受けた利用定員以上に受入れを行っていないか。※ここでいう利用定員とは、運営規程上の定員ではなく、その時の支援員の人数等に見合った定員をさす。 | [ ] 適正に受入れを行っている[ ] 適正に受入れを行っていない | 実地指導調書（従業者の勤務時間等の実績）等 |

（16）管理者の責務

　　　（平18厚令171第30条・43条、平11厚令37第28条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 勤務表組織図 |
| ②管理者は、事業の適正な運用を図るため、必要な指揮命令を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない |  |
| ③管理者は、利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の管理を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない |  |

（17）従業者（平18厚令171第33条2項・43条等準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 | [ ] している[ ] していない |  |
| ②従業者の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。 | [ ] している[ ] していない | 研修記録 |

（18）利用者負担額等の受領（実施規則８条・平18厚令171第21条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①浦安市から日中一時支援給付費の支給を受ける場合は、利用者に対し、代理受領額を通知しているか。※利用者負担額　原則として基準額の１割負担であるが、市民税非課税世帯者等については、利用者負担額が軽減されている。　市では毎年度、各利用者について、軽減後の負担上限月額を「浦安市障がい者等日中一時支援利用者証」の「利用者負担上限月額」欄に記載しており、徴収額は「負担上限月額」の範囲内となる。 | [ ] 通知している[ ] 通知していない | 運営規程領収書控 |
| ②代理受領を行わないサービスを提供した際に、実施規則で規定する実際に要した基準額を受領しているか。 | [ ] 受領している[ ] 受領していない[ ] 該当なし | 運営規程領収書控 |
| ③上記①と②の費用を受領した場合に、利用者又はその保護者に対し、領収証を交付しているか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していない | 領収証控 |

（19）利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

　　　（平18厚令171第20条・21条・43条　平成18障発1206002号　準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 着眼点運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者負担以外に利用者から金銭の支払いを求める場合は、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、負担が適当と認められるものに限られている。（あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められていない。）＊利用者から支払を受けている場合その内容 | [ ] 限られている[ ] 限られていない[ ] 該当なし | 契約書重要事項説明書 |
| ②金銭の支払いを求める際、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、利用者から同意を得ているか。 | [ ] 同意を得ている[ ] 同意を得ていない[ ] 該当なし | 契約書領収書 |

（20）緊急時等の対応（設備基準９条・10条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合、その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。（あらかじめ職員に対し、緊急時の対応方法に関して周知を図っているか。また運営規程への記載を行っているか。） | [ ] 必要な措置を講じている[ ] 必要な措置を講じていない | 運営規程対応マニュアル職員への周知に関する資料等 |

（21）非常災害対策（設備基準９条・10条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 運営規程＊関係機関への通報・連絡体制の整備、従業者への周知状況の確認 |

（22）事故発生時の対応（平18厚令171第40条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | [ ] 必要な措置を講じている[ ] 必要な措置を講じていない | 事故対応マニュアル事故報告書 |
| ②事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | [ ] 記録している[ ] 記録していない[ ] 該当なし | 事故報告書 |
| ③利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。＊事業者は、損害賠償保険に加入するのが望ましい。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない[ ] 該当なし（損保）[ ] 加入している[ ] 加入していない | 事故報告書保険加入者証 |

（23）苦情解決（平18厚令171第39条準用等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じているか。 | [ ] 必要な措置を講じている[ ] 必要な措置を講じていない | 苦情対応マニュアル苦情報告書 |
| ②苦情の受付日、内容等を記録しているか。 | [ ] 記録している[ ] 記録していない[ ] 該当事例なし | 苦情報告書 |
| ③利用者等からの苦情に関して市が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査に応じているか。 | [ ] 応じている[ ] 応じていない[ ] 該当事例なし |  |
| ④利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力し、市から指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当事例なし | 報告書等 |
| ⑤運営適正化委員会等が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋に出来る限り協力しているか。 | [ ] 協力している[ ] 協力していない[ ] 該当なし | 報告書等 |

（24）衛生管理（設備基準11条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。※補足事項　手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じること。 | [ ] 必要な措置を講じている[ ] 必要な措置を講じていない |  |
| ②感染症又は食中毒の発生防止、まん延防止に必要な措置を講ずるよう努めているか。※補足事項・必要に応じて、保健所の助言と指導を求めるとともに、連携を保つこと。・インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策等については、国から発出されている発生防止等に関する通知に基づき、適切な措置を講じること。・空調設備等により事業所内の適温の確保にめること。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない |  |

（25）秘密保持等（平18厚令171第36条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか。 | [ ] いない[ ] いる | 宣誓書等 |
| ②従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。（一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後の秘密の保持も必要） | [ ] 必要な措置を講じている[ ] 必要な措置を講じていない | 宣誓書等 |
| ③他の事業者等に対し、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意（包括的な同意で可）を得ているか。 | [ ] 同意を得ている[ ] 同意を得ていない[ ] 該当なし | 同意書 |

（26）情報の提供等（平18厚令171第37条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類等 |
| ①利用希望者が適切かつ円滑に利用することができるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない | パンフレットホームページ |
| ②当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | [ ] 虚偽又は誇大な表現はない[ ] 虚偽又は誇大な表現がある | パンフレットホームページ |

（27）利益供与等の禁止（平18厚令171第38条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | [ ] 供与していない[ ] 供与している |  |
| ①相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | [ ] 収受していない[ ] 収受している |  |

（28）虐待防止

（虐待防止法、厚生労働省障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①身体拘束等の適正化のための指針を整備し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。また、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 身体拘束等の適正化のための指針[ ] 整備している[ ] 整備していない身体拘束等を[ ] 行っていない[ ] 行っている→やむを得ない事情 | サービス提供記録等運営規程 |
| ②利用者の人権擁護のために従業者に対する人権意識、知識や技術の向上を行い、利用者に対する虐待を未然に防止する取組み（虐待防止研修や身体拘束等に関する研修、虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の開催等）を行っているか。※研修については、基幹相談支援センター等が実施する研修に従業者が参加するものでも可。※委員会については、法人単位での設置でも可。最低人数の決まりはないが、管理者や虐待防止責任者が参加すること。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない虐待防止責任者[ ] 設置している[ ] 設置していない | 研修記録会議記録等運営規程 |
| ③利用者の虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めているか。 | [ ] 適切に努めている[ ] 適切に努めていない[ ] 該当なし | 相談記録サービス提供記録等 |

（29）差別の解消・合理的配慮

（障害者基本法・障害者差別解消法第８条（平成28年度4月施行））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①利用者や相談者に対し、障がいを理由として、不当な差別的取扱いをしていないか。 | [ ] していない[ ] している | 相談記録サービス提供記録　等 |
| ②利用の妨げとなるような社会的障壁の取り除くために、状況に応じた配慮をおこなっているか。　具体的な事例 | [ ] おこっている[ ] おこなっていない[ ] 該当事例なし | 相談記録サービス提供記録　等 |

（30）会計の区分（平18厚令171第41条準用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①事業所ごとに経理を区分するとともに、指定日中一時支援の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | [ ] 区分している[ ] 区分していない | 収支決算書 |

（31）書類と記録の整備（平18厚令171第42条・43条、平11厚令第39条等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備しているか。　＊別紙「書類の整備状況」 | [ ] 整備している[ ] 一部整備していない[ ] 整備していない |  |
| ②次の記録についてサービスを提供した日から５年間保存しているか。aサービス提供記録b利用者に関する市への通知に係る記録c苦情の内容等の記録 | [ ] 保存している[ ] 一部保存していない[ ] 保存していない |  |
| ③書類に記載された法律名・固有名詞等は、現行のものとなっているか。 | [ ] なっている[ ] なっていない | 運営規程重要事項説明書契約書等 |

５．変更の届出（実施規則第16・17条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①次の指定事項に変更があったとき、又は当該事業の指定を辞退するときは、速やかに浦安市に届け出ているか。a事業所の名称b事業所の所在地c支援室の場所・広さ等d申請者（法人等）の名称・所在地e申請者（法人等）の代表者の氏名及び住所f事業所の管理者gサービスの主たる対象者h運営規程i従業者j口座名義・番号 | [ ] 適正に届け出ている[ ] 適正に届け出ていない[ ] 変更の実績なし | 変更届（写） |

６．給付費の算定及び取扱い

（１）基本事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①日中一時支援給付費に係る費用の額は、浦安市が定める基準により算定した額となっているか。 | [ ] 適正に算定している[ ] 適正に算定していない | 実績記録票 |
| ②特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間に、当該サービス費を算定していないか。※日中一時支援事業の給付にあたり、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を原則的に算定できない。例えば、介護給付（居宅介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所等）、訓練等給付（自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型）、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、地域生活支援事業（移動支援等）を受けている時間帯に重ねて当該事業の算定はできない。 | [ ] 算定していない[ ] 算定している→特別な事情 | 実績記録票 |
| ③市へ請求関係書類を遅滞なく提出しているか。　＊提出期限：サービス提供月の翌月の10日まで | [ ] 期限までに提出している[ ] 期限までに提出していない | 実績記録票請求書明細書 |

（２）送迎サービス（実施規則第7条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①当該サービスを利用する際に、利用者に対して、送迎サービスを行った場合に、片道につき所定の額を算定しているか。【基準額：500円】 | [ ] 適正に算定している[ ] 適正に算定していない[ ] 該当なし | 明細書 |

（３）利用者負担額の市独自軽減の管理(助成規則第４条)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営状況 | 自主点検欄 | 確認書類 |
| ①市が実施している利用者負担額の助成について、利用者から適正な利用者負担額を受領しているか。 | [ ] 適正に受領している[ ] 適正に受領していない | 実績記録票 |

（別紙）　書類の整備状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 有無 | 保管年数 | 備考 |
| 浦安市に対する報告書（指定申請書、変更届等） | 有・無 | 年 | 　 |
| 運営規程 | 有・無 |  | 　 |
| 就業規則 | 有・無 |  |  |
| 組織図 | 有・無 |  |  |
| 従業者雇用契約関係書類 | 有・無 | 年 | 　 |
| 従業者の秘密保持の確認書類（誓約書など） | 有・無 | 年 |  |
| 従業者給与台帳 | 有・無 | 年 | 　 |
| 従業者名簿 | 有・無 | 年 | 　 |
| 従業者勤務表 | 有・無 | 年 | 　 |
| 出勤簿・タイムカード等出勤状況を確認できるもの | 有・無 | 年 | 　 |
| 資格証の写し | 有・無 | 年 | 　 |
| 利用者名簿 | 有・無 | 年 | 　 |
| 重要事項説明書 | 有・無 | 年 | 　 |
| 契約書 | 有・無 | 年 | 　 |
| 個別の支援計画 | 有・無 | 年 | 　 |
| 利用者の個人情報利用の同意書 | 有・無 | 年 | 　 |
| 相談記録 | 有・無 | 年 | 　 |
| サービス提供記録 | 有・無 | 年 | 　 |
| (利用者へ渡す）領収書の控 | 有・無 | 年 | 　 |
| 給付費請求に関する書類（請求書の控え） | 有・無 | 年 | 　 |
| 給付費請求に関する書類（明細書の控え） | 有・無 | 年 |  |
| 給付費請求に関する書類（サービス提供実績記録票の控え） | 有・無 | 年 |  |
| 業務日誌 | 有・無 | 年 | 　 |
| 会計に関する書類 | 有・無 | 年 | 　 |
| 苦情に関する記録 | 有・無 | 年 | 事例がない場合は様式のみ |
| 事故に関する記録 | 有・無 | 年 | 事例がない場合は様式のみ |
| 研修に関する記録 | 有・無 | 年 |  |
| 非常災害対策計画 | 有・無 | 年 |  |
| 研修計画 | 有・無 | 年 |  |
| 苦情対応マニュアル | 有・無 |  |  |
| 緊急時対応マニュアル | 有・無 |  |  |
| 事故対応マニュアル | 有・無 |  |  |
| 身体拘束等の適正化のための指針 | 有・無 |  |  |